

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 3 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年寒川町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円(非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円)を、第 3 号」を加え、「第 5 号までの 1 に」を「第 6 号までのいずれかに」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた寒川町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)及び施行日前に支給すべ

き事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。